

## 渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、まちなかの空き店舗（以下「空き店舗」という。）の解消を図るとともに、商業の振興及び活性化並びに地域連携を推進するため、空き店舗を活用して新たに出店する事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、渋川市補助金等交付規則（平成18年渋川市規則第45号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「空き店舗」とは、過去に営業活動又は事務所の用に供していた店舗で、営業活動等終了後、未使用であり、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に規定する大規模小売店舗内のテナント型店舗
- (2) 店舗面積が概ね500平方メートル以上の店舗
- (3) 住宅部分を併用する店舗（住宅部分と店舗部分が階層及び出入口によって明確に分離できる場合を除く。）
- (4) その他市長が不相当と認めた店舗

2 この要綱において「まちなか」とは、市が策定した「渋川市中心市街地活性化プラン後期計画」における「まちなか創業支援プロジェクト」の最重点実施地区内をいう。

### (補助対象事業)

第3条 この要綱による補助の対象となる事業は、空き店舗を活用して行う小売業、飲食業、サービス業その他のこれらに類する事業であって、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) この補助金の交付申請前に着手している事業
- (2) 大手商業店等の支店

- (3) 関係法令及び公序良俗に反するもの
- (4) 政治活動又は宗教活動に係るもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業等に該当するもの及びこれに類する業種のもの
- (6) 既にまちなかに店舗を有する者がその店舗を空けて同地区内に移転するもの（やむを得ない理由により移転するものを除く。）
- (7) この要綱による補助金の交付を受けて開業した者が廃業又は休業し、再び同一店舗で開業するもの
- (8) その他市長が不相当と認めたもの  
（補助対象事業者）

第4条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象事業者」という。）は、空き店舗を活用して出店しようとする個人又は法人であって、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市税等を滞納していないこと。
- (2) 当該年度内に店舗改装等工事が完了し、開業する見込があること。
- (3) 開業後、原則として週5日以上営業し、かつ5年以上継続して事業を実施する見込があること。
- (4) 営業日の営業時間においては、午前10時から午後5時までの間、2時間以上営業していること。
- (5) 開業に当たり許認可及び資格等が必要な場合は、当該資格等を取  
得し、又は開業までに取得する見込があること。
- (6) 申請書に添付する事業計画書の計画について、「渋川駅前通り空  
き店舗対策特別委員会」から書面による推薦を受けていること。
- (7) 空き店舗の所有者、所有者の配偶者及び2親等内の親族並びに所  
有者と生計を一にする者でないこと。法人にあつては、これらの者を  
役員としていないこと。ただし、出店を目的として売買等により建物  
を取得した者に対する別表第1に掲げる店舗等改装費の補助につ  
いては、この限りではない。
- (8) 既にまちなかに店舗を有する者が移転する場合においては、移転

後も、移転前の店舗を空き店舗としないこと。ただし、やむを得ない理由により移転するものを除く。

(9) 渋川市暴力団排除条例第2条第1項（平成24年渋川市条例第30号）に規定する暴力団に関するものでないこと。

（補助対象事業に係る施工業者等）

第5条 空き店舗への出店に係る外装、内装、設備等の工事（以下「改装等」という）を行う場合の業者は、原則として、市内に事業所を有する業者とする。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。

（補助対象経費等）

第6条 この要綱による補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助限度額等は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、1か月のうち15日（定休日を含む）を超える日数の間休業した場合は、当該月にかかる店舗賃借料に対する補助は対象外とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、別表第2に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、補助対象期間が複数年度にわたる場合は、当該年度ごとに申請書を提出しなければならない。

2 前項ただし書きの規定により、前年度から継続して補助金の交付を受けようとする場合は、渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表第3に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否の決定を行い、渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（事業の変更・中止・廃止）

第9条 申請者が補助金の交付決定を受けた後において、事業の一部を変更若しくは中止し、又は事業を廃止しようとするときは、渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更についてはこの限りでない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（概算払の申請）

第10条 市長は、規則第12条第2項の規定により、補助対象経費に係る補助金を概算払できるものとする。

2 申請者は、前項による概算払を受けようとするときは、渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金等概算払申請書（様式第7号）に別表第4に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（実績報告等）

第11条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金実績報告書（様式第8号）に別表第5に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消）

第12条 市長は、規則第13条に定めるもののほか、補助金の交付を受けた者が開業から5年以内に廃業したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、やむを得ない理由により廃業するものを除く。

（書類の整備等）

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類の保管期間は、この補助事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 6 条関係)

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助対象期間
<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗等改装費（開店に必要な内装工事、外装工事、設備(電気、水道、ガス、空調)工事、その他建物と一体となって機能する設備の設置に要する経費（商品陳列棚、店舗看板等で建物に固定されるもの）を含む。）</li> <li>※設計費、什器・備品等購入及び設置費は対象外</li> </ul>	2 / 3 以内	200万円 以内	事業開始初年度に1回のみ
<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗賃借料（共益費を含む。）</li> <li>※敷金、礼金、駐車場使用料及び契約に関する諸経費は対象外</li> </ul>	1 / 2 以内	月額4万円 以内	営業開始から3年目まで
	1 / 3 以内	月額2万5千円 以内	4年目から5年目まで

## 備考

- 算出した額の合計額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。
- 補助対象事業について、国、県、市及びその他団体等が実施する他の補助制度（融資は除く。）の対象となる場合は、補助対象経費から当該補助金の額を差し引いた金額を算定の基礎とする。
- 店舗賃借料の補助対象期間は、営業開始日の属する月の翌月（月の初日に営業を開始する場合は当月）から起算する。
- 補助対象経費のうち、空き店舗が店舗併用住宅である場合の店舗賃借料は、店舗及び住宅の面積に応じて賃借料を案分して算出する。

別表第 2（第 7 条関係）

交付申請書の添付書類		備 考
1	事業計画書	様式第 2 号
2	納税証明書等（未納額のないことを証明する書類）	
3	履歴書及び住所を確認できるものの写し（個人）又は登記事項証明書等（法人）	
4	空き店舗の位置図	
5	空き店舗の改装に係る図面等	
6	改装等工事に係る見積書等 （工事内容及び経費の内訳が確認できるもの）	
7	賃貸借契約書の写し	
8	空き店舗の写真（建物外観及び店舗内部）	
9	渋川駅前通り空き店舗対策特別委員会からの推薦書	
10	その他市長が必要と認める書類	

備考 賃貸借契約書（写し）について、申請時に未締結の場合は添付を要しないが、契約締結後速やかに提出すること。

別表第 3（第 7 条関係）

交付申請書（継続申請）の添付書類		備 考
1	収支予算書	様式第 3 号
2	納税証明書等（未納額のないことを証明する書類）	
3	賃貸借契約書の写し	
4	その他市長が必要と認める書類	

別表第 4（第 10 条関係）

概算払申請書の添付書類		備 考
1	店舗改装等に係る領収書の写し（工事内容及び経費の内訳が確認できるもの）	概算払を申請するものの領収書の写しを添付
2	店舗賃借料の領収書の写し（交付対象月が確認できるもの）	
3	その他市長が必要と認める書類	

別表第 5（第 11 条関係）

実績報告書の添付書類		備 考
1	店舗改装等に係る領収書の写し（工事内容及び経費の内訳が確認できるもの）	概算払いを受けていないものの領収書の写しを添付
2	店舗賃借料の領収書の写し（交付対象月が確認できるもの）	
3	その他市長が必要と認める書類	

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

渋川市長 様

住 所  
申請者 氏 名 印  
電 話

渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金交付申請書

渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規申請 <input type="checkbox"/> 継続申請（初回交付決定 年 月 日）		
補助対象経費 （当該年度内）	総 額	円	
	店舗改装費等	着手予定日	年 月 日
		完了予定日	年 月 日
		円（月額 円）	
	店舗賃借料	年 月 日から	年 月 日まで（ か月）
補 助 金 交付申請額 （当該年度内）	店舗改装費	円	
	店舗賃借料	円	
	合 計	円	

（添付書類）

- 別表第 2 に掲げる関係書類  
※継続申請の場合は別表第 3 に掲げる関係書類



様式第2号（第7条関係）

事業計画書

1 事業概要

氏名 (法人等の場合は名称 及び代表者氏名)		電話	
住所 (法人等の場合は所在地)			
店舗名称		電話	
業種			
開業予定日	年 月 日		
営業時間	日中（～午後5時）		
	夜間（午後5時～）		
定休日	<input type="checkbox"/> 毎週（ ）曜日 <input type="checkbox"/> 不定休 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
従業員数	正規従業員	人／パート・アルバイト 合計	人 人(うち家族 人)
事業の内容 (主な取扱品、 サービス内容等)			
開業までの スケジュール			

(裏面あり)

## 2 出店する店舗の概要

店舗所在地	渋川市		
店舗所有者	氏名		電話
	住所		
建物構造	造 階建( 階) m <sup>2</sup> ( 坪)		
空き店舗期間	年 月 日から ( 年 か月)		
以前の状況等			
店舗賃借料	円(月額/共益費含む)		
その他賃借条件 (敷金・礼金等)			
賃貸借契約 締結予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		

## 3 収支計画

項 目		開業初年度	2年目
収 入	売 上 高		
	改装費等補助金		
	賃借料補助金		
	その他収入		
	計 (①)		
支 出	仕 入 高		
	改 装 費 等		
	賃 借 料 等		
	人 件 費		
	その他支出		
	計 (②)		
収入ー支出 (①ー②)			

様式第3号（第7条関係）

収 支 予 算 書

収入の部

項 目	予算額(円)	備 考
自 己 資 金		
借 入 金		
市 補 助 金		
合 計 (A)		

支出の部

項 目	予算額(円)	備 考
店舗賃借料 (a) ※補助対象経費		
そ の 他		
	小 計 (b)	
合 計 (a+b)		

様式第4号（第8条関係）

第 年 月 日 号

様

渋川市長

印

渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金について、渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定

決 定 額	店舗改装費	円
	店舗賃借料	円
	総 額	円

2 不交付決定

理由：

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

渋川市長 様

申請者 住所  
氏名 印  
電話

渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金（変更・中止・廃止）  
承認申請書

年 月 日付 第 号により交付決定のあった補助金に係  
る事業の内容を次のとおり（変更・中止・廃止）したいので、渋川市まちな  
か空き店舗出店者支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、承認くだ  
さるよう申請します。

記

店 舗 名 称		
店 舗 所 在 地		渋川市
変更・中止・廃止 年月日		年 月 日
変更・中止・廃止 の 理 由		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	

（添付書類）

1 変更理由が分かる書類

様式第6号（第9条関係）

第 年 月 日 号

様

渋川市長 印

渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金（変更・中止・廃止）  
承認通知書

年 月 日付で申請のあった渋川市空き店舗活用にぎわい創  
出事業補助金に係る事業の変更・中止・廃止について、次のとおり承認し  
たので通知します。

記

店 舗 名 称	
店 舗 所 在 地	渋川市
変更・中止・廃止の別	変更 ・ 中止 ・ 廃止
変更・中止・廃止 年 月 日	年 月 日
変更・中止・廃止 事 由	

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

渋川市長 様

申請者 住所  
氏名 印  
電話

渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金等概算払申請書

渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり補助金の概算払を申請します。

店 舗 名 称		
総 額	円	
交付決定年月日等	年 月 日	渋川市商第 号
交 付 決 定 額	店舗改装費	円
	店舗賃借料	円
	合 計	円
概 算 払 申 請 額	店舗改装費	円
	店舗賃借料	円（ 月分）
	合 計	円
概算払が必要な理由		
開 業 日	年 月 日	
備 考		

（添付書類）

1 別表第4に掲げる関係書類

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

渋川市長 様

申請者 住所  
氏名 印  
電話

渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け第 号により交付決定を受けた補助事業について、渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

店 舗 名 称		
総 額	円	
交 付 決 定 額	店舗改装費	円
	店舗賃借料	円
	合 計	円
精 算 額	店舗改装費	円
	店舗賃借料	円
	合 計	円
事 業 概 要		
着 手 年 月 日	年 月 日	
完 了 年 月 日	年 月 日	
店 舗 開 業 日	年 月 日	
備 考		

（裏面あり）



## 収 支 決 算 書

### 収入の部

項 目	予算額(円)	決算額(円)
自 己 資 金		
借 入 金		
市 補 助 金		
合 計		

### 支出の部

項 目		予算額(円)	決算額(円)
補助 対象 経費	店舗改装費		
	店舗賃借料		
	小 計(a)		
そ の 他			
	小 計(b)		
合 計(a+b)			

(添付書類)

- 1 別表第5に掲げる関係書類